

2E-80

1300

特16  
119

明治二十二年八月發行

○日本僧侶の位置

全

- 附
- 僧侶被撰權私議
  - 僧侶政權賛成論

○歐米各國の宗教に對する制度

附言

僧侶に政權の全部を與ふべしとの叫び一たび世の政治家の耳に達せしより以來事理に明かある新聞記者は相競ふて之が評論を試みたり而れども論旨完全にして見るに足るべしもの尠かりを憾みたりしが茲に本月十四日より東京新報時事評欄内に登載せしものは是れ最後の評論にして且最深の注意を加へたるものと認むるに足る則左に輯録したる「日本僧侶の位置」の一篇是あり之に次で客月令知會雜誌に載せたる「僧侶被擧權私議」てふ簡明ある一論を採録せり先是僧侶被擧權の運動に關し之に賛成するもの反對するもの或は一部を賛成するもの或は血稅廢止の望みを發するもの等論議百出悉く之を參考に供せんと欲するも遂に得べからざるに至る故に今賛成論中の重なるものに就て其運動の參考とあるべし部分のみを抄録し名けて「僧侶政權賛成論」と云ふ之に聊か私評を加へて閱讀の紀念と爲し纏めて一部の冊子に作り以て世の同志者に頒つ鎮護國家の責任ある僧侶諸氏よ願くは和光同塵の餘德を以て同働一致遠く參政の大權を恢復せよ思ふに諸氏の腰一たび屈せば亦伸ぶべし死の時をかゝん一葉落れば天下秋あり時是秋初殘炎尙未猖獗の威を解かす幸に法の爲に人權を愛護せよ

№ 20060 / 22



日本文明の先導者  
日本宗教の保存者  
日本民籍の査定者



國民信仰の中心  
大寺院の設置  
教團の拜命  
法親王門跡の還俗  
肉食妻帯の解禁  
寺領の廢止

寺院僧侶財産仕分  
宗判の廢止  
葬祭傳道に専任せしめ視て以て一般の職業と爲す  
政府は巧みに僧侶を利用せり其意に曰昔は必用ありしが故に之を利用するが故に之を棄つ

### 日本僧侶の位置

(東京新報社説)



曾て日本文明の先導者たり、曾て日本宗教の保存者たり、曾て日本民籍の査定者たり、又曾て日本全國多數人民の信仰を繫ぐ中心たりし日本の僧侶の、維新以降、時勢の推遷に従ひ、幾多の變局を経たるか中に、其尤も顯著あるものを擧ぐれば、神道諸宗と合同して、日本人民の教導職と公命せられたるの一あり、王法の管領を甘して、固有佛規の禁を解弛たるを二あり、寺院と、一身と、名義財産の分別を生じたるを三あり、舊來俗界に於て取扱ひ來りたる戶籍の職を解弛、專ら葬祭傳道の職司とありたるを四あり、而して此等の變革の決して一貫到底の精神に本死て之を志したるものに非ず、或は耶蘇教を防かんとする政畧上の事情より、或は新政の旨趣を人民に感孚せしめんとする政畧上の考案より、折に觸れ、時に應じて、機宜の計を施したるものにして、決して我政教の關係に付た、慎思熟慮を重ね、其將來永遠の方向を定めたるものといふへかり、故に其間得失互に有り、瑕瑜相掩らず、爾來政教の理漸く明あるに従ひ、其法制亦漸く面目

之を棄つるは尙可  
あり之を奪ふて國  
民の通權に及ぶは  
抑何等の無情ぞや

三條教憲、  
十一論題、  
十七問題、

特權か否、國民の  
通權す之を有せ  
ず特惠か否、保存  
余下賜の外恩典の  
あること無し特免  
か否、租税兵役の  
免除す受得るは  
能はず然らば  
則自由自治の教  
權を張り獨立執務  
の完全ある自由  
るか否々今尙政府  
より宗務の取締を  
受け教長の任命を  
政府の認許に依り  
ざるべかりき

然らば則特認宗教  
か否さにありき  
斯の如きは誠に千  
古未嘗有の一奇事  
にして萬國に類例  
あり一新法ありと  
謂ふべし之を日本  
帝國政教關係の一  
特制と云ふ

神道佛教兩をか  
國教に非らず

英露獨奧に其例あ  
し伊太利國と雖未  
全く日本の如くあ  
らざりて歐米諸邦が血  
腥に耶穌教劍呑を  
る回々教を待つの  
法を以てするも尙  
平和ある恭順ある  
國家に功勞ある佛  
教僧侶を遇するに  
不可あるか之をし

を改め、以て今日の状を必ず至れりと雖、王法の佛法を拘束するは今猶  
其跡を存し、本山住職と管長との任命の如く、今日まで政府の認可を受け  
ざるへかりき、社寺局存立の必要は、決して僧侶と俗界との間に起る事項  
を整理するか爲のみありきと、我内務行政に通ずるもの、皆熟知する所  
あり、則日本の僧侶が戸籍の調査委員たるを罷め、政府の主旨説明の機  
關たるを、彼の三條教戒、及び十一、或は十七問題等、維新の當時、政府  
か僧侶をして神官と共に政談をなさしめたるは、今日世人の猶記憶する所  
あるべしを止め、宗規の禁を王法不問の爲に釋免たるを復舊し、僧侶の  
一身と、僧侶たるの職業住職たるの公務とを全別するに至りたるは、誠に  
政教分離の道に合ひたるものあれども、種類の多し宗教中、特に神道家と  
僧侶とに限りて、特別の取締を設け、特別の任命をなし、而して特惠に非  
ざり、特免あるに非ざるの一點に於ては、實に政教關係の一特制といはざる  
へかりきあり。

余輩熟く歐米諸國の政教關係を觀察するに、露國の祭政一致、天子を以て教

皇を兼ねるを始とし、英國、伊國、奧、太利、學、漏西國、等或は國教を存し  
或は特認宗教を存するを次とし、下て完全の宗教自由國たる佛蘭西、白耳  
義の如くに至るまで、種々の階級あり、層々相屬して、多少其趣を殊にす  
と雖、未だ曾て制を日本と同じくするものあるを見ず、神道は、朝廷祭  
儀の由て以て範を取る所あれども、其教義宗旨は決して我國教に非ず、佛  
教の諸宗も亦未だ改めて國教と定められたるを聞かき、我皇帝陛下か、即  
位せらる、に方りても、其戴冠服衰の決して僧正僧都の手を藉らき、大嘗  
會を行はせらる、も、其式の神道に基くのみ、亦決して神教を以て天位を  
神にするの謂にありき、日本已に國教ありと明あり、然れども顧て他の宗  
教を視るに、基督教の各派の如きは、已に幾許の僧侶教師を有し、已に幾  
許の信者宗徒を有するにも拘りき、僧侶といふ法律上の身分も與へされは  
寺院たり教會たる法律上の名稱たにありき、されはとて是れ國禁ありやと  
いへば、又決して其公然禮拜を行ひ説教を行ひ、葬儀を行ふを咎めき、而  
して新定の憲法第二十八條により、日本人民は信教の自由を得たれば、基

も冷遇と云はせん  
ば將何をか冷遇と  
名けん而して僧侶  
は冷遇を止めよと  
云ふも非を國民の  
通有權を與へ一般  
臣民たるの義務を  
盡さしめよと叫ぶ  
のみ  
佛敎を度外視した  
る尙可あり無用視  
したるも尙恕すべ  
し佛敎を有害視す  
るに至りては之を  
黙々に附し去るは  
民法久住の責任の  
下と在る佛敎僧侶  
の本分に非ず之を  
忍ぶべくんば孰  
れをか忍ぶべかり  
さうんん

四  
督敎の外如何ある宗旨の入來りしとて、國家の秩序を紊さざ、臣民の職務  
を缺かざる限り、政府は人民の之を信するを禁せざるや亦明なり、已に國  
敎なく、又國禁の敎門なしとせば、是れ完全の信敎自由國あるかといへば  
亦未だ必ずしも然らざるものあり、何うや特別に取締の法を設け寺院と  
して僧侶として、特別に認められたる一種固有のものあればあり、果して  
然らば、日本は特認宗敎を有する國ありやと問ふに、唯だ特認したる一事  
實を以て、之ありといは、固より之を有するの國ありとやいはん然とも苟  
も特認敎といふ限りは、國敎に類似せる特權を許與し、從て僧侶には、國  
家に對する特別の公務を行ひしめざるへかり、彼の特認にして信敎の自  
由と兩立せされは、則ち止む、苟も兩立する限りは、特認ありは特認たる  
の實を表すへだ特權を與ふへし、若し特認をもつて信敎の自由に害ありと  
いは、蓋し一切の宗旨、宗門、渾て同一の取締をなし、同一の認許を與  
へざる僧侶として特權を與ふるあり、平等に之を與へ、否されは何ぞ待  
つに濟民を以てせざる、余輩の日本僧侶の公權と、公義務とを考ふるに於

る、に至つては  
更に特別の理由あ  
くんばありぞ之が  
解釋を求むるは亦  
人類の通情に出で  
しのみかくまで甚  
し冷遇を受け國  
民一般の通權を奪  
て尙寸毫の感ぜられ  
無死の自は悟  
つて可あり  
憐れある認可の敎  
徒

國家の特典を望む  
るの義務を排せ  
れん国民の義務を逃  
れんとするものも  
亦之を排せん一般  
國民と同じ地位  
に在りて一般國民  
と同一の普通の權  
利を望むものは我  
之を不當として擯  
斥する能はず

五  
て、先づ此大本の主義に溯らざるを得ざるあり。(以上本年八月十四日分)  
若し日本の僧侶が、特別に宗教家たる公認を受け、宗教家として取締を受  
くるを以て、之を彼の認可教徒とせんか、日本の僧侶は、宜しく此位置に  
相應する特權特惠若くは特免を有すへし、然れども、日本の現制による時  
は、僧侶は府縣市町村會に於て役員とあると能はず、帝國議會の兩院に於  
て、一席だも……僧侶たる身分を離れざる限は……之を占むるも能  
ざ、社交上の關係に於て、王侯將相と匹敵するの位置を有するも、國  
庫より俸給手宛養老の特典を受くるも、願て公義務の僧侶の負擔に屬  
するものを見れば、寺院の除地として、有限若干の地面に免稅の特恩ある  
の外、毫も他の一般國民と異なる所あり、樹下、石上、厩に膝を容る、  
の地も、僧侶の所有としては、地租、地方稅、町村稅の賦課を免る、とあ  
く、忍辱の鎧は、律法の効力によりて、強行負荷せしめられたる義務によ  
りて之を衣ざるへかり、而して此の如く賦課、此の如く制御を行ふの根  
本たる參政、議政、の公權に至りては、市町村より國家に及ぶまで、一も

之を擯斥するに於ては、  
確然不動の理由を  
かるべからざる此等  
の理由を明示する  
は、儘かに内閣の責  
任あり

我國の教長法主が  
陛下に忠あるは世  
に公論の在るあり  
り眞俗相関の佛法  
王法爲本の宗旨、  
人王の管領以外に  
法王の領分なく、  
眞諦の感化以外に  
俗諦の作用あり、  
故に君王及國家に  
忠あるざるものは  
佛法の反賊にして  
俗諦教門の破壊者  
たり是を以て佛法  
王法相助けて世を  
利すと雖實は一般  
の佛敎者は自ら王  
法の法臣たるを領  
得し隱約の間佛法  
は全然君王の勅願  
所たりとまで認め  
しあり如斯相關し

如斯相和すと雖大  
義名分に於て寸毫  
も亂る、處なく絶  
えて政敎混合の悲  
境に陥り、日月並  
び懸つて大道坦々  
然るに之を以て伊  
國皇帝の上に立つ  
て一國の俗權を左  
右せんとする羅馬  
法王と同じく恐る  
べく思ひ、威力  
の集合點と爲して  
佛敎各宗門に屬す  
る僧侶の議政權を  
禁遏する如きこと  
ありば是れ大なる  
失政ありと謂はざ  
る可らざるを以て  
伊國に其例ありと  
謂ふは佛敎を有害  
視するものに非れ  
ば能はざる處あり  
傳道上豈肯へて國  
庫の補助を求めん  
や早已に自治立敎

六  
嘴を容る、所ある能はず、是れ何等の事體乎。

熟く歐洲各國の事例を按ずるに、宗教威力の熾盛を極めたる伊國に於てハ  
被選舉權を教徒に與へざるのみならず、屢々法令を發して僧侶の數を減し  
收入を減し、僧侶の牽束に力を用ゐると頗る到れりと雖、是れ反動的政策  
に出で國王の權力と、法皇の權力とを兩立せしめて、一體双頭の奇幻を  
さしむるを嫌ふより出でたるものにして、要するに國家統一の主義に出で  
たるに外ならず國家の統一を求むるに、僧侶を制遏するの必要あるは、亦  
以て伊國僧徒權勢の大あるを見るべし、則ち伊國の上院は、僧貴族を容れ  
て其下院亦僧侶の選任を許さすと雖、政權を離れたる精神世界に於ては、  
殆ど國王を壓するの威望權力を擁し、其特權は幾多の減削を経て、今猶甚  
た饒く、而して此國教たる羅馬加特力宗を除死ては、教徒寥寥、纔に指を  
屈するのみ、伊國が悉く僧侶の政治公權を奪ふと、余輩毫も其失當を見ざ  
るあり。  
願て信敎の自由を極めたる諸國を觀察するに、李漏西、澳大利、匈牙利の如

七  
は、國教特認敎の高僧を上院の議員とし、英國の如きは、法律上國敎外  
の信徒を認めざる國あれども、實際には自由を許し、而して國敎の高僧は  
又實に上院高席の議員たり、其國敎に屬せざる僧侶教師は、一に之を齊民  
と同視し、被選舉權を有すると亦齊民に異ならず、佛蘭西、白耳義に至り  
ては、各敎一様に政府の補助費を許與し、而して僧侶の議員たるを禁せず  
佛蘭西の如きは十萬以上の信徒あるものは、総て之を一個の宗教と認め、  
之に補助費を給するの法律あり、彼の回敎の如きは亦實に此特惠に預れり、  
各國の制置、一轍ならずと雖、國敎又は特認敎の僧侶に、上院の議席を與  
へ、非國敎非特認敎の僧侶は、齊民と同じく選舉に應ずるを拒まず、而し  
て保護の必要あるに於ては、國庫の歳入を以て傳道の補助に供するもの、  
比々として皆是あり、今我邦は則ち一方に神道、佛敎を特認して、宗教の  
取扱をありあかり、其專職者の公權は減削に專にして、又之に代ふるの特  
權なく特惠なく特免なし、是れ果して公平允當の制といふべからずか。  
余輩を以て、日本の宗教に處する所以を考ふれば、左の數項により、之を

の基を開元たり唯  
自由宗教に對する  
公平允當の制を望  
むあるのみ

特認宗教を設け佛  
教を之に入るとの  
制を爲すべし  
特認教の信徒最低  
準數を定め信徒の  
其數に達せしむる  
は何宗何教に限ら  
ず特認教と爲すべ  
し

特權、特惠、及特  
免の附與ありば議  
政權を與へざるも  
可あり

特權、特惠、及特  
免の附與ありば  
即一般の國民たる  
を以て一般人民と  
同じく之に議政權  
を附與すべし

特認教の教師が特

典を有し政權を有  
せざる時非特認  
教の僧侶には固よ  
り政權を與ふべし  
非特認教師は法律  
上一般人民と同格  
あればあり

憲法に於て信教は  
自由あるに依り信  
教より生ずる政權  
の不自由を僧侶に  
與へざらんことを  
望む  
特認たり放任たる  
は我々に於て撰び  
あし唯權義相償ふ  
公平の制度を望む  
のみ

是れ當に所望不同  
の爲に特認教と謂  
ふべし其國の耶蘇  
教が其國家に受く  
るの恩典に比せば  
一箇の國禁宗の如  
くのみ彼等僧侶に

料理するの外ありを知る。

第一、特認教たるに必要ある、宗教の信徒最低準數を定め、憲法第二十  
八條の細則を設け、其宗規、禮法、此細則に背かざりて、準數若干  
人以上の信徒あるものは、一切之を特認教とする。

第二、特認教は、決して國教に非ず、唯だ日本國內に行はる、宗教とし  
て、之を取締をなし、國家、秩序、安寧の範圍に於て、各個人民の  
精神を管領支配せしむべく、從て特權を與ふるか如くも、亦政治以  
外に、公共に對する高上の職務を行ふの報酬たる意味を以てし、又  
已に報酬を與へて、此職務を行はしむる以上は、政黨の紛争を免れ  
ざる議會に、出席するの公權を與ふるを要せざる。

第三、然れども、報酬をして特權を附與せしむ、特惠を與へず、特免を許  
さず、一般人民同様の義務を負擔せしむるに於ては、又之に一般人民  
と同一の公權を與ふべし。

第四、特認教の僧侶か、其精神的高上の職掌を行ふ報酬として、應分の

特典に預るに於ては、非特認教々師には、固より一般人民と同一の  
權利を享有し、義務を負擔せしむべし。

余輩、今日に至り、改めて國教を設くるを嫌ふものあり、憲法第二十八條  
に本つた完全なる信教の自由を許さんと欲するものあり政治の紛争に宗教  
の紛争を輸入するを忌むものあり、之を忌むか故に、宗教として、僧侶と  
して、寺院として、取締を設くべしものあり、之を特認するを主張し、其僧  
侶は一般人民に異なる所以を明にし、以て僧侶の一身と、僧侶たる職務と  
の關係を明にせんとするものあり、而して右に擧げたる考案は實に此意に  
發したるあり。

(以上本年八月十五日分)

日本の僧侶は、耶蘇教徒に對していへば、現に特認教徒たるものあり、然  
れども、某の階級以上のものか、年賀のため參内する等の外は、絶えて國  
儀に參與せず、絶えて國務を預聞せず、絶えて國費の供給を受けず……寺  
塔保存のためより外に、更に恩給を受るを……、日本の僧侶か、國家  
に對してある所は、監獄の説教、死刑囚の引導位に止まるべし、了れず

は一般國民の有する通權す之を禁止して與へりれずさりとて亦特別の恩典もあし之をも特認教と云ふべくんば日本の僧侶は豈簿幸ある特認教師に非ざや

大同團は如何

宗教裁判所は如何  
何れの點より見るも僧侶に被撰權を興ふるの不可あるを見せ又被撰權を興へざるの理あるを見せ此境遇に立つの僧侶にして此餘裕あるの理論をもち而かも百萬の信徒を控へあがり尙朝野の輿論を動かす能はざんば佛教の前途想ふべしのみ

政教分離の誤用者

論理精確此に至りて著者の通常人をあつぎるを知る

百尺竿頭更に一步を進む以下愈妙

法律を以て職司と定められたるに非ず、則ち日本の僧侶は、其職業に於て全く人民と相對の營業をあし居るの様あり、日本の僧侶は、其國家に於ける實際の關係に於て、毫も齊民と異なる所ありき、是れ果して特に宗教あり、僧侶ありと認め置く所以の道あるか。

余輩は政教の分離を主張すと雖も、政教の分離は、政事、教事の分別、政權、教權の區分を明にするに過ぎず、若し説教場に於て政談演説をあし、(維新の初年政府は實に僧侶をしてあさしめたる如く)帝國議會の議場に於て、宗論を闘はすか如くん、是れ政教を混一するものにして、國家の安寧を保つため、固より禁遏すべしものたり、若し宗派を以て政治の黨派を分つか如し、亦國家の秩序の爲に之を抑制すべし、而して戒律を刑法に寓し、文官試験局に於て、僧侶の得度をあし、若くは和尚圓頂の一言を以て、特赦、輕減の大權を動さしむるか如し、精神上、道德上の犯罪を裁判する一種の訟廷を佛寺に設くるか如し、是れ余輩の斷して排斥する所あり其事を以て、其權を以て、之を區別し、宗教の立入るべからざる所、政治

の干渉すべからざる所を定むるは、大に可あり、政教の分離を擴めて、一々其人までを問ふに至りては、或は無宗者と、宗教信徒とを分ち、參政の權を、無宗無信の徒のみに附與せざるべからざるに至るべく、而して此無宗者と雖、信仰上よりいふ時は、又一個の無宗信徒たるか故に、政治は復た之を行ふの人をたに至らん、已に宗教徒を以て政治に干預せしめざるべからざるを知る、何を以て獨り僧侶を思むや、僧侶も亦國民の一部にして、國家主權の下に棲息し、國法の管領を受け、國政の支配を蒙るものあり、苟も其職掌にして、司法、行政の一部、立法、若くは選舉と互に相兼ねへからざるものに屬する以上は則ち止む、然らざれば之に向て選舉權を興へ、被選權を興ふ、又何の不可かあるん、苟も其職掌にして、市町村の公務と相兼ねる能はざれば則ち止む、然らざれば又何し市町村の名譽役員たるを許さざる。

彼の僧侶の如く、専ら精神上の事に興り、専ら信仰道德の事に任ずるものは、一私の營業と雖、自ら公益を進むるものにして、殆ど一種の公務と



一般僧侶必しも國  
會に出るを望むも  
のに非ず至重ある  
政權の回復を望む  
のみ

政府は曾て令して  
曰く僧侶は一般の  
職業と同視すべし  
と故に僧侶は恒に  
一般の職業を以て  
自ら居りたるに今  
に至りて更に法律  
上一般職業と同視  
せざ一般の職業よ  
り賤く劣りたる侍  
遇を爲し大工左官  
に與ふるの政權を  
も全く僧侶教師に  
附與せざるに至れ  
り是れ國家に功勞  
ある宗教を遇する  
所以の道あるか

僧侶が特待、特々  
侍の貴族を以て自  
居れば政府は一  
般の職業を以て自  
居れど云ふ僧侶  
一般の職業を以て  
自ら居れば政府は  
無有政權の地位に  
居れど云ふ殆ど底  
止する處を知りて  
齊民を以て自ら居  
るの僧侶に齊民た  
るの權を與ふるに  
於て何か有らん

### 日本僧侶の位置

### 一視同仁の本旨

僧侶被撰權に關す  
る運動之を墮落  
の沙門に委し不義  
の俗僧に任せは一  
轉して如何ある物  
議を生ざるやも知  
るべからざる是れ此  
大問題、實に佛教

視るへし、故に此公務を行ふ以上は、彼の下界物質的の公務、牙籌を握り  
刀筆を把り、幾錢幾厘の經費を議し、何條何項の法令を作るが如し清淨界  
の事業と全く相背馳するものには、他の高上無垢の公務を缺れても、之に  
從事せんと尤も然るへかりす、是も衆生濟度の一端といひ、ムへ、此の如  
くにして衆生を濟度するは、世自ら其人あり、何し必しも佛門の大善知識  
を煩はさん、然れ共願て公權利、公義務の一邊より、法律の眼を以て之を  
觀察すれば、縑素同一、聖凡無差別あり、之に租税を賦課し、之を兵役に  
服事せしめ、凡そ彼の高上公務を行はしむる、報償の特權とては一毫もあ  
るなく、僧侶たるの職業は賤しくして、大工たり、左官たるの職業、貴く  
して醫師たり代言人たるの職業と異なりを、要するに公義務の負擔に於て  
齊民と同一あり、何し獨り公權に於て齊民と同一の享有を許さざるや。

余輩は僧侶に市町村の役員たりしめ、貴族院、衆議院の議員たりしめよと  
勸むるものに非ず、分業の法よりいふも、宗教と政治との關係よりいふも  
成るべく、之に俗世界外の高上公務を負擔せしめんことを欲するものあり

好し強て僧侶をして俗界に入らしめんとするも、有識の僧侶は誰か之を肯  
肯せん、而して且つ喋々斯の如し論をあすものは何しや、日本僧侶の位置  
甚だ疑はしければあり、若し之を一種の營業と視做さんか、何し他の營業  
者と同一の權利義務を行はしめざる、若し國家に於て一種の特認制置あり  
とせんか、他の國家の諸機關に立入りしめざる代りに、特權、特惠、若く  
は特免を許與すへし、一方に於ては公權を抑え、他の一方に於ては少しも  
特典を以て、是豈國法一視同仁の本旨を以てんや、彼の宗論を政治の舞臺に  
持出すを防ぐは大に善ければも、若し之のみを目的として法を立てんには  
第一に選舉權をも奪はざる可らず、而して公權を齊民と同じく享有する能  
はず、又之に代る特典にも預るを得ずといふに於て、物外に超然たる悟道  
の高僧は固より泊然たるべし、墮落の沙門も、魔道の頭陀も、野狐の禪も  
法律上僧侶たるには相違なし、此輩にして不平を積むに至らば、余輩が最  
も畏懼する宗教政黨の興ると、亦未だ必ずしも之を保たず、余輩は之  
を歐西の事例に考へて稍や悚然たるものあり、余輩已に國教の必要を

千歳の興亡に關するものあり正義の僧侶は自ら出て、斯事を擔任すべし、慷慨に富むの僧侶は進んで斯事を成就すべし而るに非難するものあり怪むべし之の至ありや一片義心の存するありば假令力を之に添へざるも之を非難するを止めよ今にして中止せば佛教僧侶の勢力何れの時にか興復するを得ん

僧侶は固より挫折

するものに非ざる僧侶若し挫折せば背後に有力なる信者の在るあり

千代末聞の冷遇を爲し萬國絶無の異例を行ふ豈其理由なくして可あらんや

死を知る、其の教規を有し、其の信徒を擁するものは、一般に宗教専職の僧侶とあし、他の一般人民と、權利義務に於て明に區別し、一種の信仰と雖も、其宗徒少く、其宗規明あらず、以て宗教と特認すへかりざるものは、待つに齋民を以てすへし、若し夫れ之に關する法案の細なるものに至りては、將に之を他日に論せんとする。  
(以上本年八月十六日分)

### 僧侶被撰權私議

(令知會雜誌寄稿)

衆議院議員撰擧法第十二條に 神官及諸宗の僧侶又は教師は被撰人たる事を得すの、明文出て、より、諸宗僧侶の囂々を起し、其々數縣の如死は、已に惣代を出京せしめ、法文の説明を、其筋へ出願したれ共、説明の限りに非る旨を以て、却下せられたる由は、吾人之を數十日以前に聞く所ありし其吾人に關係を死を以て、只餘所事の如く聞過せしに、近日吾人の一友人か、其々僧侶と莫逆にて、毎時親しく交遊する所より、僧侶の近狀を委曲する者にて、彼より傳聞する所にては、僧侶は先の願書却下の爲に挫

折する者に非ずして、各地に於て協議を盡し、猶も冀望を果さん事に奔走する由、政府は之を放任して敢て問ふ所を死も、其全國人心に影響する、尠々の事に非れば、決して國家の得策と云ふへかりざるに似たり、且つ聞くか如死は、僧侶の請求する所、必ずしも卑劣ある欲望に出て是非とも被撰權を得ん事を望む意には非ず、只彼等が疑惑する所の要点は、義務は一般人民と少異もあくして、獨り權利に於ては平等ある事能はず換言すれば各人通有の權利を、他の不注意ある事情より、褫奪せられたるか如死不幸を慨歎し、何の故にて如此ある歟、其理由を分明に知らん事を欲するに止る由、其理由たる明了ありは、少しも沸々を唱るに意なく、甘んじて服従すへ死は勿論あれ共、若理由に於て解し難死事あるも、泣く兒と地頭には勝ち難しと云俚諺により強て黙々に附せん事は、文明時世に於て取るへかりざる事にて、僧侶は無邪氣あり温和あり、無欲心あり世外あり、彼は憤怒せず抵抗せず、争ふ所なく求むる所なく、彼は制の儘に従ふ者あり、令の儘に應ずる者ありと、恰も不適當ある先生號を呼ひて、唾壺の掃除を手

嗚呼然に維新の當  
毛は已に維新の當  
時に剥去りれ皮は  
已に明治十九年に  
剥去り今亦身肉  
の一半を奪取せし  
たり  
宗判寺領廢止  
教導職廢止  
被撰權廢止

今日の僧侶豈肯へ  
て優遇を望まんや  
唯一の人民と同  
一の待遇を受くれ  
ば則ち可なり教部  
の令に云へる如く  
一般の職業と同視  
せしむべきは則ち  
被撰權を以て満足  
すべし

傳はしむるか如く、狡猾手段に籠絡せられおは、啻に權利の褫奪のみあり  
す、遂には皮も毛も皆悉くはぎ抜る、か如く、不幸に陥らんも知るへかり  
す。頗る慷慨憂慮する所あるより、事此に及ひし者ありと聞けば、吾人  
愛國の精神より、之を觀察するに吾人同朋兄弟中に於て、否同朋兄弟を教  
諭開導する、先達導師の身分にて、憤悶不平如此の人数を、數多輩出せし  
むる事は、國家不幸の大ある者あれば、吾人之を聞捨にあすに忍びず、聊  
吾人局外者の傍評を述て少しく當局諸賢の此に注意ありん事を望む者あり  
抑我邦昔時政府の各宗僧侶を待つ、優渥頗る至れる者にて、或は寺院に附  
するに、土地田園を以てし、或は僧侶に與ふるに、官位爵祿を以てし、沿  
革一準ありすと雖も、要するに尋常人民を以て、之を視ざりしは、疑もあ  
り事實あり、募政の末に及んで、時弊の叢出するに伴ひ、宗制寺法頗る解  
頽し、僧風最も糜亂を極めしと雖も、官制の嚴格ある、少も古制を改むる  
事あり、偶維新變革の時に當て、舊典古格悉皆掃除せられ、頗る冷淡の待  
遇に至りしと雖も、猶幾分歎告朔の饋羊として存する者あり、教部省の立

に至ては、僧侶は大低教職に補せられ、官等に對配して、重遇せられたれ  
共、是れ教職の廉にての待遇のみ、宗門僧侶の邊に於ては、毫も禮遇ある  
事なし、故に當時教部省の布令に曰く、僧侶は一般の職業と同視すべしと  
此省令の消滅せざる限りは、僧侶は一般の職人、農工商漁と差別なしとす  
るは、儼然たる政府の法令あり、況や教部廢省教職廢止の後に至ては、官  
の僧侶に特遇あり、普通人民と差異ありに於てをや、然れば即ち官員其他  
特殊の性質の者には、殊特の所以を以て通權を與へざるも、僧侶は一般  
人民に異なしとする已上は、一般人民に與ふる所の者にして、獨り僧侶に  
み與へざるへ死所以ありんや、若僧侶に之を與ふへかりされば、他の一般  
人民にも與ふへかりざるあり、齋しく一般人民の中に於て、他の人民には  
通有の權にて、僧侶に限りて獨り其權ありと云ふ者何の理由に起因するか  
吾人其説を得ざるを如何せん、  
若例を歐米諸國に取らん歟、假令彼國に於ては、僧侶に此權を與へすとす  
るも、彼此國風民俗の差別あり、必しも踏襲すべしにありず、彼は久しく

特權を附與せざるは尙可あり通權を附與せざるは抑何故ぞや

廣く各國の類例を求めよ

政教混濫の弊に苦しみ、力めて政教分離に傾注する者あれば、或は不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已の事情を以てしむ非るへし、我國の如きは之に異り、毫も政教混濫の弊害なく、之を憂慮すべし必要あり、何を恐れてか各人通有の權利にして、獨り僧侶にのみ之を褫奪するの所以ありんや、況や歐米各國の例に於ける、其宗門僧侶を待つ、猶頗る懇懇丁寧ある者あり、未だ曾て我國今日の如く、無情冷淡の待遇をあたす者あるを見ざるをや、且其被撰權の如く、固より各國許否一準ありされ共、要するに其多分は皆其通權を認許せる者をや、請聊吾人が傳聞する所の各國の例規を畧舉して之を示さん、

吾人聞く所によれば、歐米各國中其被撰權を與へたる國は、伊太利、奧斯太利、獨逸、普魯西、瓦敦堡、佛蘭西、白耳義、等の諸國にて、先づ伊太利にては、尋常僧侶及び學校教師の如きは、代議士とあるを許さ、れ共、特に國王より終身官として、元老院議員を撰舉する中に、第一に大教正及副教正等の高官の僧を撰ひ第二に代議院の議長を撰ふと云ふ、奧斯太利にては最高等の僧侶及高等の僧侶は皆貴族院の議員とあるを得而

して議院の議員に付ては區別あり、

瓦敦堡にては第一は貴族十三名第二は新教宗の大僧官六名第三は王國大僧正本山僧會員より互撰する僧官一名舊教の最老僧官一名第四は大學校の書記一名第五は各市より撰出する代議士第六は各郡より撰出する代議士ありと云ふ、

佛蘭西にては大教長教長及教長代理は他の裁判判事檢事警察長海陸軍將官司令官等と共に在職中は勿論辭職罷職後六ヶ月間は撰舉せらる、事を得すと雖も其他制限外に於ける一般の僧侶は撰に入る事を得る者の如し、

獨逸、普魯斯、白耳義にては僧侶に對する各別の條項なき故に僧侶も一般人民と同様撰に入る者と知る、北米合衆國及各州の多數も亦僧侶に就て別規の明文をければ同じく通權を享有し居る者と見るあり、

諸英國の如きは僧侶の貴族院に列する者大僧正二名及僧正廿四名たり（昔時愛蘭の僧正四名輪次に上院に出て、愛蘭僧徒の惣代議をさせし事ありし

日本帝國の大僧正は如何に、清華有

位の門跡は如何に  
觀梅の越芳恩に浴  
すと雖憲法發布の  
式場には新聞記者  
と同等の待遇を  
受けざるは豈眞に聖  
意あるらんや

政教分離は東西洋  
の通理あり僧侶豈  
之を知らざらん

論證而立

何故に殊更に政權  
の一半を奪ふや

る千八百七十一年已後は愛蘭教會を廢せしを以て上院の議席を占るの制を  
廢す。此は國教に屬する僧侶の特權として彼等は平素爵位を受居る者なれ  
は貴族の面目を以て上院の席を占む其他「プリスト」和「デイコン」僧の如  
きは衆議員の議員とあるを禁せらるれ共已に國教の僧官廿六名貴族院の議  
員たるか故に權利を制限せられたりとは云へかす、  
瑞西及和蘭の如きはすへて僧侶に被擧權を與へざる者の如し、

已上は吾人か傳聞する處の大畧を掲ぐる者あり、已に吾人の傳聞に係れば  
或は幾分か認聞を死を保し難しと雖も、其大途に於ては誤りあり者と信す  
るを得るあり、然れば則ち、歐米諸國の政教分離を主張するに拘りず、  
其多分は僧侶を以て猶政事域内に入れ上下兩院中に、占席の權を與ふる者  
豈例證とするに餘りあるに非ずや、

已に然れば例を外國に取るも、現に如此の好例あり、單に理論に従ふも、  
之を擯除すへ死理由を見ず、故に吾人は僧侶を以て、一般人民と同視した  
る已上は、之に與ふるに被擧權を以てするを、適當の事と信する也、若何

等の例あり條理あるも、政教分岐する已上は、僧侶に政權は與ふへかす  
すと云は、何か故に選舉權に限て、之を與へしや、齊しく政權中の事に  
して、其半を許して半を許さざるは、恰も五十歩を賞して百歩を罪するの  
類には非る歟、誠に僧侶か此間の事に疑憂するも、亦理りありと云へし、  
然れ共是吾人局外者の傍評のみ、當局者の法を立る、必ず其理由有て此亦  
出さるへし、然らば則ち其理由のある所を明示して、彼等か凝結の疑を  
解死與へられは、彼等は必ず充分の満足を懷死て、明政に感服するは疑  
あり。

若然らすんは彼等は折角明聖政治の下に在り乍ら、或は誤て暗黒世界の憾  
を懷かんも知るへかす、是れ罪を聖朝に得るの大なる者にて、眞に憐れ  
むへ死の至あり、故に我政府は彼等懷疑の徒に對して、何等か活手段を施  
されは、彼等明正の政化に感し、其徳に服するも亦大あらん。

然れ共是れ政府法制のある所、決して人民の私議すへ死事に非れば、僧侶  
も謹んで法令の示す所を遵奉して可あり、若僧侶にして誤て強願固請する

然り是れ當に僧侶  
の不平に非ざして  
實に政治上の一大  
疑問あり宗教家獨  
立の問案に非ざし  
て實に法律世界の  
一新問題あり論難  
の責世の新聞記者  
は在り解釋の任亦  
て存す豈當に僧侶  
と元老院の談合に  
終るべしものあり  
んや

か如く事ありは、獨り罪を政朝に得るのみならず、僧侶自己の本分を忘る、者と云へたあり、故に吾人は漸々此事を借議するも、敢て僧侶諸氏に向て勸告するには非ず、他の言論に任し社會の耳目とある徒に勸告し、輿論の云何を喚起せん事を冀望する者あり。

### 僧侶政權賛成論

●大坂毎日新聞社説 佛教請願徒の連署

(本年五月九日)

宗教家は争ひざるを以て本領とあすむ時に或は理に合せざるものに遇へば隱從する能はざることあり而して争ふべしに争ふは秋毫も宗教家たるの操行を害せざり。今回眞宗の僧侶が權利を重んずるの餘被撰權を與へざる法文の理由を聞糺すの舉に及びたるは必輿論の是認し賛成する處あるべしと信ぜざるあり。彼の納税の義務あれば茲に參政の權利ありと云へる代議政体の原理は僧侶社會にのみ通用せざる理あり。今日の僧侶は果して衆議院の議員たるに耻ぢざる人物あるや自ら別種の問題あり假令相當

の資格ありにせよ撰舉人が之を撰舉せざるまであり法令を以て政權の範圍外に置くべかりき權利の有無は智識の多寡に關せざればあり況や僧侶は未だ必しも多數の信任を得るほどの智徳を欠がざるに於てをや。正理は則正理たるの力は僧侶が政府に法文の改正を要求すると否とに依て減損せざり。政府若し穩便ある請願書に對し冷淡ある取扱を爲さば出づべし之の途は別に在り來年議會の開設を俟つて法文改正の請願を議院に提出する則是れあり吾輩は宗教家が政府に向ひ固有の權利を伸張するの勇氣あるを喜ばざんはありき。

●東京公論寄書 僧侶被撰權の有無に就て

(本年七月十三日)

我邦學者の空理の上に立つ政教分離説と西洋の實際に行はる、政教分離法とは大に差異ありとかや政教は其作用は於て分離すべし其人に於て分離すべかりき政教は分離すべしが故に僧侶の政教を剝ぐべしと云はん歟是れ誤れるの甚しきものあり。僧侶は宗教の專業者あるか故に政權を與ふべかりと云はゞ政治家は政治が專業あれば宗旨を信ぜべかりきとて宗教界

より放逐せんか斯くては立憲政の本國たる英國の教會は眞先に篤信の政治家グラッドストーン氏を拒まざるべからん」  
 宗教者が政治に手を出すは危険ありと云はゞ宗教者が政治に手を切るは安穩あるか」  
 宗教の差別が人の意志を曲げさせて政治に及びず争ひの本とあるべしと云はゞ政治が人の權利を減縮して主義の異同にて宗教に利害を被りしするは損にあらずと思ふ歟」  
 一個人の權利を重んじ國家の成立に直接の害を以て限りは之を奪はざるが泰西主義の第一義あり」  
 僧侶に被撰權を與へざる立法者の精神を惡しく解せば

〔第一〕維新時代廢佛の根性今に離れぬ日本の外夷ありと呼び神國の游民ありと排論したる餘情に支配せられたるものある事

〔第二〕西洋政教分離の説を迷信し過度に應用したるの結果却つて西洋にも實例を以て冷遇を國家に功勞ある僧侶に與へたるものある事

〔第三〕華族は幾千萬の富を有する故に政權を奪はゞ怨望の餘大事を仕出すの恐あるも寺院僧侶は維新以來其富資財産を削るゝも嘿々、

繪旨、特侍、特々侍、及名譽職の取扱を廢するも尙黙々、恐るゝに足らざるが故に壓制し得る丈けは壓制したるものある事、

○眞誌論說 宗教家は何故に被撰權を以るか、 (本年六月二十二日)

之を解するもの曰僧侶に被撰權を與へざるに三箇の理由あり、

〔第一〕沿革上の理由、  
歐洲諸邦に於て宗教が政治を蹂躪したる歴史上の古例より僧侶の政權を非する事

〔第二〕有形無形兩界の混亂を防ぐ爲、  
其本領の相違せるが故に互に其領分を守り相混同すべからざる事

〔第三〕議決の公平を保つに必要ある故、  
其信仰上より彼に黨一此に黨するの弊を防ぐ爲に必需ある事

西洋暗黒時代の沿革上の事例を以て日本今時の宗教界に應當せしめんとするは事理を辨せざるものにして血色殺伐たりし耶蘇教と慈悲忍辱を本旨とし上下三千歳平和の日月を經過せし佛教を對比するす已に誤れり故に第一の理由は成立たぬ」  
 宗教家は精神界の支配者ありと雖宗教家も亦有形人あり其生命は法律に依て保護せられ財産も亦法律に依て保護せらるる租税も法律の規程に依て之を納め兵役も法律の規程に依て之に應ず故に精神界の支配者にして亦有形界の被治者たり」  
 故に法律を遵奉するの義務あり

ると同時に法律に協賛するの権利をかる可らず是に依て第二の理由も成立たず」 宗教の爲に意向を轉し議決の公平を破ると僧侶は斯の如く卑劣心を以て被撰權を望まざれば假にかゝる恐ありとせんか是れ僧侶に限らず一般信徒にも被撰權を禁せざるべからざる僧侶還俗して國會に出るを防ぐの路ありや否や宗教信者を國會に絶つは到底得べからざる故に第三の理由も成立たせし」 特別の制令を發するには特別の理由をかるべからざる已に之有りとせば余輩が之を聽かんと欲するも當然あれば政府が之に説明を與ふるも當然の義務あるべしと信ぜざるあり、

●日本人論說 國會と僧侶との關係 (本年七月十八日)

國會の正義に照らし考察せば僧侶の國會に臨むは曾て不可あることなし他の職業社會より代議士を出すを得るも獨り僧侶より出すを得ざるれば是れ代議の正道に戻るものあり」 僧侶に兵役を課するは政教分離の本旨に非ざるコンスタンチン大帝の統一の如くクロンウエルの改革の如く皆教兵の力に依れり教兵一致を主義とせるパテレン教會は能く既願の舊教を維

持し劍は天道地獄の鍵ありと教へたる回々教は能く印度、小亞細亞、細理亞、埃及、西班牙等の諸國を征服せり僧侶を兵役に服せしめ尙武の心を生せしむるは僧侶をして容易に教兵一致の手段を回らすの機を得せしむるものあり政教の分離遂に成立たざるに至らん」 僧侶を兵にして尙恐る、處あるくんば僧侶が多數の信徒を擁し多分の勢力ありとて豈恐れて政權を與へざる程の事ありんや」 英國の制にては大僧正僧正は貴族と格を同ふし上院に列するも其以下の僧侶は僧籍を脱するに非れば下院議員に撰はる、を得ざる佛國の制にては僧侶は布教擔當の區域内に於て下院の議員たるを得ざるも自餘の區域に於ては差支なし普國及米國に於ては別に其制限を設けざる故自ら平民同等の政權を有するものあり我國の文物制度は多く此四大國に取る然るに僧侶の政權に限り政府は特別の意見を有して特別の新制を設けたり而して此特別の意見は説明の限りに非ず噫」 僧侶今回の請願は實に忍ぶに耐へずして發したるものありん而して無益に多くの時日と金錢を費すは是れ徒勞に屬するものあれば元老院に向つて左の建白を爲し尙



聞かれざれば明年の帝國議會に向て同主義の議員を撰出し政權附與の訴願を爲さしむべしのみ、

〔第一〕宗主、管長、又は本山の住職の如く威望多し僧侶を除く其他は一般臣民と同じく政權の全部を與ふる事、

〔第二〕布教擔當區域の外若くは門徒以外に於ては被撰人たるも差支あらず、其他新案を附すべし、

●日出新聞社説 衆議院議員撰舉に對する僧侶の計畫 (本年六月三十一日)

凡そ宗教の感化力は法律威力を以て制裁するの功果より遙かに大なるものあり故に明治政府も幾度か僧侶の手を借りて新施設を爲せしや知るべからざる國家の制度も僧侶の力に依りて普及せしもの多く社會の事業も僧侶の力を借りしもの多く教育、衛生、土木、血税も其力に依りて人民の領知を得たるもの多く更に遡りて即位の大禮、勸王の兵馬、御所の維持、國家の祭典等僧侶の力に依りし其例多し、是れ歴史を請んぞるもの、能く知る所ありん」 而して僧侶の計畫は大凡三派に分れたるもの、如く〔第

一〕急進派は再三再四満足なる説明を得るまでは建白あり請願あり或は大臣の私邸を叩く或は元老院に痛論し素志を果さんと云ひ〔第二〕温和派は急激の手段を避け正實温和に事を處せんと云ひ〔第三〕一致派は本山の力を借り全國一致して事を謀らんと云へり」 かくる事跡は獨り本派本願寺のみにあらずして大派本願寺にも決して譲らざるの議論湧生せりと云へば更に聞くべしの新出來事もあるべしと思ふ」 尙大谷派は陰に計畫を爲すもの、如く本願寺派は陽に運動せんとするもの、如く兩派法主始め重なる人々は萬一の輕舉を深く憂慮しつゝ、ある由に聞く、

### 歐米各國の宗教に對する制度

露西亞 國教は希臘教にして、此國にて常に教會を保護する而已ならず國教の主長は即皇帝陛下あり、而して政府の組織中、僧會あるものありて各教正を以て議員とせり、本年の統計表に依るに僧會の費用一千百拾七萬四千六百五拾九ルーブルあり、〔一ルーブルは我壹圓に當る〕一千八百八十六年度の表に依るに、皇室より僧侶を補助したる金額は壹千三百貳拾六万七千四百貳拾壹圓ありと云ふ、

### 普魯西の保護教制

普魯西。國法上、別に國教を定めざると雖、此國にては路得宗最も勢力を占め殆ど國教の形を成せり、政府の組織中に教部兼文部省あるものありて、宗教の事を管理す、國會の上院には本山の管長出席することを得、下院にても僧侶の被撰權を制止することあり、政府より國中の有力なる宗派の僧侶に補助金を與ふ、昨年度路得宗に與へたる補助金額は、三百九拾貳万八千八百八拾三マルクにして、凡我百三拾万圓あり、又羅馬教に與へたる金額は百貳拾九万七千三百〇六マルクにして、凡我四拾三万圓に當る、

### 奧國の公認宗教

奧斯太利。羅馬教を以て國教と爲すと雖、其實公認教の形を有し、新教希臘教、及猶太教も皆公認教あり、公認教とは政府の公認したる宗旨の義にして、當國の法度に依れば信教は自由あるも、公認教に非るものは會堂を建つること能はざり、之に反して公認教には、政府より特別の保護を與へて弘教の便を得せしむ、此國には宗會と帝國會あるものありて、宗會には各教正出席の權を有す、又帝國會には上院下院の別ありて、上院には各大教正十人、教正七人出席し、下院にも僧侶被撰權を限制するが如きことあり、此國にも教部兼文部省あるものありて、宗教の事務を管轄す、昨年度教部省のみの費額は、六百四拾五万九千〇三拾フロリンにして、凡我三百五拾万圓に當る、

佛蘭西。當時は國教を置かざると雖、國法に依り拾万以上の信徒を有する

### 佛國の特認制度

ものは何の宗派を問はず、公認教と爲す、現今此認可を得たるものは舊教新教、及猶太教にして、皆政府より多少の保護金を與ふ、昨年度の表に依るに、羅馬教に與へし額四千三百拾貳万六千七百〇五フラン、凡我千〇八拾万圓あり、新教に與ふることも百五拾五万六千六百フラン、凡我三拾九万圓猶太教に與ふること拾八万九百フラン、凡我四万五千圓あり、政府の組織中には司法兼教部省あるものありて、教部の總費額は四千五百三拾六万六千五百四拾五フラン、凡我千四百拾万圓に上れり、國會は僧侶の政權に限制を置かざり、

### 伊國の國教制度

伊太利。羅馬教を以て其國教と爲す、政府に司法兼教部省あるものありて、教法の事を總理す、此二部を合したる今年度の經費表に依るに、三千三百七拾七万五千八百九拾壹リール、我凡八百四拾万圓あり、此國にては僧侶に下院の被撰權を與へざり、斯る制限を置かざるは此國而已あり、

### 英國の國教制度

英吉利。國教の支配はカンタバリ大教正、女皇陛下に代りて宗教の事務を統理す、政府の組織中、別に教部省を置かざり、又保護金を與ふることもなし、然りと雖、人民より國教税を徴し、寺領の土地より収まる所得、及信徒よりの喜捨金を合して、壹千万ポンドにして我六千五百万圓あり、上院には大教正二人、教正二十四人必々出席す、下院には、普通の僧侶は撰舉權を有する而已にして被撰權を有せざり、尤も此制限あるは國教の僧侶而

米國の自由教制

己に關することにして、國教に非る他宗派の僧侶には、普通人民と共に被  
撰人たるの權利を有せり、

合衆國

此國にては國教も無く、政府中に別に教部省をも設けず、上院

下院共に僧侶の被撰權に毫も制限あること無し、

(以上本年八月十八日日本人第三拾壹號癡堂氏寄書僧侶被撰權論抄)

以上僧侶被撰權に關する有益の論説を輯録し終る

明治二十二年八月廿七日



明治廿二年八月廿九日印刷  
明治廿二年八月卅一日出版

編輯兼發行者

小林 洵

京都市下京區西八百屋町  
第壹番戶寄留廣島縣平民

印刷者

山本留吉

京都市油小路御前通下ル  
玉本町第五番戶平民

發行所

京都市油小路北小路上ル

興教書院

# 反省會

## ◎ 目的

反省會を、經濟上、衛生上、及道義上より、禁酒主義を唱導すされども、特に道義に關する勸諭を以て、其中樞の目的とす、是吾黨の所期、我佛徳の感化力に依り、以て非禁酒の惡弊を矯め、社會の秩序を保ち、罪戾を減じ、教徒をして平和の清境に住せしめ、財政、人種、文明、教育の内護を企圖するに在るを以てあり、

## ◎ 會員

終身酒類の飲用を全廢する者を會員とす、  
佛事禁酒を實行する者を佛事禁酒同盟員とす、  
限年禁酒或は節酒を實行する者を節酒同盟員とす、

## ◎ 入會手續

- 一 反省會會員及同盟員たらんと欲するものは、禁酒節酒の利得中より、一ヶ年間毎に、隨意に寄附すべし、本會より入會證票を交附し、金五十錢以上寄附の人へは、毎月の雜誌を贈呈すべし、
- 一 反省會會員及同盟員たらんと欲するものと、規則に定むる(第十五條、第十六條)書式に依り、申込むべし、郵券三錢にて規則付きの雜誌を呈す、
- 一 寄附金其他雜誌代價等の郵便爲換を京都油小路北小路上る玉本町反省會宛にて送附すべし、又郵便爲換局をき地に限り、壹錢切手(一割増)にて送附あるも妨けなし、

## ◎ 雜誌

反省會雜誌は禁酒進徳之主義を以て顯れ青年佛教者の進路を照らし其命運を導くを以て任ずるものあり尙も宗教世界之新出來事を知らんと欲せば必ず購讀せざるべからざるの新誌あり、

● 本誌壹冊金三錢郵稅壹錢 ● 一ヶ年十二冊金三拾六錢 ● 郵稅拾貳錢 ( ) 毎月十日に發行す ( )

016080-000-9

特16-119

日本僧侶の位置

小林 洵/編

M22.8

ABC-1927

